

各 位

建設業労働災害防止協会滋賀県支部

小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転特別教育のご案内

労働安全衛生法では、下記機種で動力を用い、かつ不特定の場所に自走できるものの運転の業務は特別教育が必要と定められています。

つきましては、当支部では事業主に代り下記のとおり標記特別教育を実施いたしますので是非受講されますようご案内いたします。

なお、この特別教育の修了後3ヶ月以上の作業経験をもつ者は、当支部が実施している、技能講習が受講でき、車両系建設機械（機体重量3トン以上）（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習の科目が一部免除されます。

また、大型特殊自動車運転免許の取得者及び不整地運搬車技能講習修了者は、この特別講習を修了しなくても、車両系建設機械（機体重量3トン以上）（整地・運搬・積込み用及び掘削用）技能講習を受講できることを申し添えておきます。

1. 開催日時

	日 程	会 場
学 科	平成 29 年 5 月 10 日（水）9：00～17：00	大津市におの浜 1-1-20 ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター
実 技	平成 29 年 5 月 11 日（木）9：00～16：00	栗東市六地藏 70-9 たち建設(株)丸塚工場

2. 受講資格・受講料

受講資格		満 18 歳以上の方	
受講費用	会 員	受講料：14,040 円 + テキスト代：1,350 円	合計 15,390 円
	非会員	受講料：14,040 円 + テキスト代：1,850 円	合計 15,890 円

3. 申込書類

申込書は建災防滋賀県支部の HP よりダウンロードできます。

(URL：<http://www.yumeken.or.jp/>)

4. 受講申込

(1) 講習初日の10日前までに、所定の受講申込書に所要の事項を記入し、受講料及び最近6ヶ月以内に撮影した正式な証明写真（上半身無帽）〔3.0cm×2.5cm〕1枚（スナップ写真等は不可、個人で撮影したデジタルカメラ写真等も不可）を貼付し、本人確認書類写し（免許証等の写し）を添えてお申し込み下さい。

(2) 銀行振込の場合は、受講申込書に必ず受講料振込受領書の写し（講習会名記入）添えてお申し込み下さい。

振込口座 滋賀銀行本店 普通預金 755278

名 義 建設業労働災害防止協会滋賀県支部 宛

(3) 一旦提出した受講申込書及び受講料等につきましては、返還いたしませんので予めご了承下さい。

(4) 申込受付は、定員30名になり次第締め切ります。

5. 申込方法

下記の窓口・郵送いずれかの方法でお申込み下さい。

窓 口

〔会 員〕滋賀県建設業協会の各支部又は建災防滋賀県支部（7.お問い合わせ先）窓口まで

〔非会員〕建災防滋賀県支部（7.お問い合わせ先）窓口まで

郵 送

〔共 通〕受講料をお振込み頂き、申込書を建災防滋賀県支部（7.お問い合わせ先）まで郵送。

申込書は滋賀県建設業協会のHPよりダウンロードできます

〔 <http://www.yumeken.or.jp/> 〕→トップページ右の講習会等→建災防主催をクリック

6. 遅刻等の取扱い及び注意事項について

- (1)原則、遅刻は認めません。遅刻した場合は講習開始から30分まで入場を認めます。遅刻した場合は遅刻時間数分だけ補講を受講していただきます。
- (2)講習開始後30分以上遅刻した場合は、受講を認めません。
- (3)30分以上の遅刻による受講不可の場合及び欠席の場合は、受講料は返金いたしません。
- (4)公共交通機関等の大幅な乱れや災害により受講が不可能になった場合は、受講料を返金いたします。
- (5)二日間の全科目を受講していないと修了証を交付いたしませんのでご注意ください。
- (6)受講者が定員を大幅に下回る場合は、中止する場合がございますのでご了承下さい。
その際は受講料を返金いたします。

7. お問い合わせ先

建設業労働災害防止協会滋賀県支部事務局

〒520-0801 大津市におの浜一丁目1番18号 滋賀県建設会館1階

電話：077-522-3232 / Fax：077-522-7743

〔参 考〕

■当教育は継続学習制度 CPDS(全国土木施工管理技士会連合会)認定教育です。(7unit)

受講希望者には当支部よりCPDS受講証明書の発行をさせていただきます。

■対象機種について（次の機械の3トン未満のものをいう）

1. 整地・運搬・積込み用

- | | | |
|-----------------------------------|-------------|-------------|
| ① ブルドーザー | ② モーターグレーダー | ③ トラクターショベル |
| ④ ずり積機 | ⑤ スクレーパー | ⑥ スクレーブドー |
| ⑦ ①～⑥までに掲げる機械に類するものとして、労働省令で定める機械 | | |

2. 掘削用

- | | | |
|-----------------------------------|-----------|----------|
| ① パワーショベル | ② ドラグショベル | ③ ドラグライン |
| ④ クラムシエル | ⑤ バケット掘削機 | ⑥ トレンチャー |
| ⑦ ①～⑥までに掲げる機械に類するものとして、労働省令で定める機械 | | |

■建設労働者確保育成助成金（経費助成・賃金助成）について

厚生労働省の助成金制度を活用すると、教育受講料の事業主負担が軽減され、経費及び賃金の給付金として講習終了後事業主に給付されます。詳細につきましては、下記をご参照下さい。

- ・助成金制度の詳細な内容について⇒厚生労働省のHP [<http://www.mhlw.go.jp/>]
→トップページ上部政策について→各種助成金・奨励金等の制度→建設労働者確保育成助成金
- ・助成金の申し込みについて⇒滋賀県建設業協会のHP [<http://www.yumeken.or.jp/>]
→トップページ右の講習会等→建災防主催をクリック